



「こども条例(仮)」を考える市民ワークショップ

第2回 こども基本法

令和5.12.19(火)19:00～
市役所 B1 市民ホール

- 1.第1回WSの振り返り
- 2.「こども基本法」を一緒に学ぼう
- 3.グループワーク
- 4.全体で共有



1

第1回WSの振り返り

1.第1回WSの振り返り

世界の動き→
1924年

児童の権利に
関する宣言Ⅰ
(ジュネーブ宣言)

1959年

児童の権利
に関する
宣言Ⅱ

1989年

日本の動き→
1994年批准

児童の権利
に関する条
約(子どもの
権利条約)

2023年施行

こども基本法
子どもを権利の
主体と位置付け、
権利を保障する
総合的な法律

▲前回のテーマ

▲今回のテーマ



2023年策定

こども大綱
こども政策を総合
的に推進する
ための政府全体
の基本方針

県の動き→

県
こども計画

市の動き→ 2024年

市
こども条例
&
こども計画

▲次回のテーマ？

2

「こども基本法」を一緒に学ぼう

こども基本法の背景

子ども施策の充実に様々な
取組んできたはずだが...

歯止めが
かからない
**少子化、
人口減少**

コロナ禍により
拍車がかかる...

過去最多の
**児童虐待
相談、不登校**

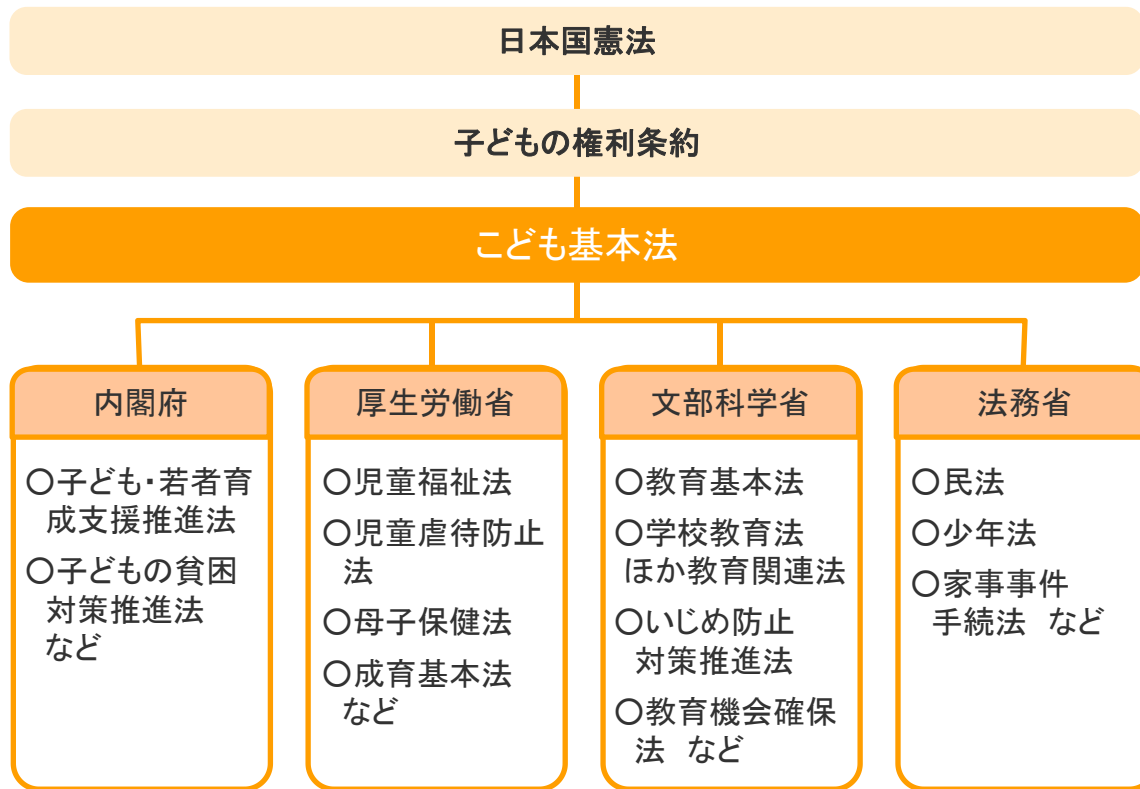
こどもの最善
の利益を考え
**こども政策を
国の中心に**
(こどもまんなか)

こども家庭庁
の発足
こども基本法
の施行

過去からの単純な
延長ではない新しい
時代が始まっている

R5.4.1

こども基本法の位置付け



個々の分野ではなくて、**全体に傘をかぶせたような位置**にあるね

こどもの権利や暮らしが、**どの分野でも守られる共通のルール**、中心となる考え方として定められたのね



条文解説

(子育て支援課記)

こども基本法の概要

令和4年6月22日公布、令和5年4月1日施行

「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」の精神に基づき次のような社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進

次代の社会を担う**全てのこども**が

- 生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として**健やかに成長**
- 心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**権利が擁護**
- 将来にわたって**幸福に生活**

全てのこどもについて、権利が守られて、個に応じて健やかに成長でき、将来に渡る持続的な幸福（well-being）な状態になれる社会を目指すと定められているよ



この法律において

- 1 「こども」とは、**心身の発達過程にある者**
- 2 「こども施策」とは、次の施策、その他一体的に行うべき施策
 - ① 新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じ、**切れ目なく行われる健やかな成長**に対する支援
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、**就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階**に応じて行われる支援
 - ③ 家庭における養育環境、その他の**養育環境の整備**

※一体的に行うべき施策：教育・雇用・医療施策、若者支援など

例えば、児童福祉法では「児童」は18歳未満と定義されるのに対し、この法律で定める「こども」は、必要なサポートが途切れないよう、**18歳や20歳**といった年齢では区切らない考え方なんですって



こども施策は、全てのこどもに対し、次の基本理念に沿って実施

1 個人として尊重、基本的人権の保障、

差別的取扱いの禁止 § 2

2 適切な養育、生活の保障、愛され § 23

保護されるなどの権利を等しく保障 § 6

教育基本法の精神にのっとり、教育
を受ける機会を等しく付与 § 28

3 年齢や発達に応じて、自分に
直接関係する全ての事項に関し、

§ 12 意見表明の機会や多様な社会活動
に参画する機会の確保 § 31

4 年齢や発達に応じて、意見の
尊重、最善の利益を優先して考慮 § 3

子どもの権利条約の
4原則と言われる

- 差別の禁止
- 生命、生存及び発達に
対する権利
- 意見の尊重
- 最善の利益について、
我が国でもしっかりと守り、
基本として取組みを進め
ることが法律にも書かれ
てあるね

子どもの権利条約の関係条項



こども施策は、全てのこどもに対し、次の基本理念に沿って実施

5 家庭を基本として養育が行われ、
父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識のもと、十分に養育を支援
家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保

§ 18

§ 20

6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

子どもの権利条約の関係条項

5号では、こどもを養い育てる大人や環境の確保について、子どもの権利条約も踏まえて改めて定めているね

6号の子育てに夢や喜びを持てる社会環境は、我が国の少子化などの現状を踏まえてあえて加えられた、重要ポイントと考えられるね



第4条 国の責務

国は、基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定、実施

第5条 自治体の責務

自治体(都道府県、市区町村)は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国や他の自治体との連携を図りつつ、区域内のこどもの状況に応じた施策を策定、実施

第6条 事業主の努力

事業主は、基本理念にのっとり、雇用者の職業生活・家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境を整備

第7条 国民の努力

国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深め、国又は自治体を実施するこども施策に協力

第8条 年次報告

国は、毎年、我が国におけるこどもをめぐる状況と国が講じたこども施策の実施状況について、一定事項を記載した報告書を国会に提出し、公表

1 国は、こども施策を総合的に推進するため、次に掲げる事項を規定した「こども施策に関する大綱(こども大綱)」を策定

- ① こども施策に関する基本的な方針
- ② こども施策に関する重要事項
- ③ その他、こども施策を推進するために必要な事項

※こども大綱は、各法に基づき国が定める「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」の3つを包含

2 こども大綱に定めるこども施策については、具体的な目標と達成期間を原則として規定

3 内閣総理大臣は、こども大綱の案を閣議決定し、遅滞なく公表(こども大綱変更の際も同様)

※令和5年12月中には閣議決定されると言われています

従来の3つの大綱が新たな「こども大綱」へと一元化されるので、国全体として、より総合的かつ一体的に、こども施策を進めていけるようになるらしいよ



都道府県	市町村
○ 子ども大綱 を踏まえて、都道府県における 子ども施策 についての「 都道府県子ども計画 」を定めるよう 努力	○ 子ども大綱 と 都道府県子ども計画 を踏まえて、市町村における 子ども施策 についての「 市町村子ども計画 」を定めるよう 努力
○都道府県は、都道府県子ども計画を定め、変更したときは、遅滞なく公表	○市町村は、市町村子ども計画を定め、変更したときは、遅滞なく公表
○都道府県子ども計画は、関係法令の規定に基づく都道府県計画と一体で作成可能	○市町村子ども計画は、関係法令※の規定に基づく市町村計画と一体で作成可能

※少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、
子どもの貧困対策の推進に関する法律 ほか

第11条
こども等の
意見の反映

国と自治体は、こども施策の策定や実施、評価に当たり、こども施策の対象となるこどもやこどもの養育者、関係者の意見を反映するための措置を実施

第12条
総合的かつ一
体的な支援の
提供のための
体制整備

国は、支援を必要とする事由や支援を行う関係機関、支援対象者の年齢、居住する地域等にかかわらず、切れ目なく支援が行われるようにするため、総合的かつ一体的に支援を行う体制の整備、その他の必要な措置を実施

第3条基本理念の3つ目に「こどもの意見反映」が掲げられているけど、どのような取組みをするか、第11条にも国や自治体の役割として明確に示されているね



第13条 関係者相互 の有機的な 連携の確保

国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育などの関係機関の有機的な連携確保に努力

2 都道府県と市町村においても、前項の関係機関と地域でこどもに関する支援を行う民間団体の有機的な連携確保に努力

3 都道府県と市町村は、こども施策に係る協議、調整を行うための協議会を設置可能

4 協議会は、関係機関及び民間団体その他の都道府県と市町村が必要と認める者で構成

第14条

国は、関係機関による支援のための情報共有が進むような措置を実施

2 都道府県と市町村は、関係機関、民間団体による支援のための情報共有が進むような措置に努力

有機的連携

異質の者同士が、個人意識のもとで、个性的、自立的に結びついているような状態

互いを尊重した柔軟で多様性のある関係



機械的連携

類似した者同士が、集合意識のもとで、画一的、組織的に結びついているような状態

パターン化した効率重視の関係

第15条
法、児童の
権利条約の
趣旨等の周
知

国は、この法律と児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努力

第16条
こども施策の
充実及び財
政上の措置
等

国は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるよう努力

子どもの権利条約第42条に「国は、この条約の文章を大人だけでなく、こどもにも広く知らせなければならない」とあったことが、こども基本法でも、しっかりと書いてあるね



第17条 設置及び所掌 事務

特別機関として、こども家庭庁に「こども政策推進会議」を置き、次の事務を所掌

①こども大綱の案の作成 ②関係行政機関相互の調整

③その他、こども施策に関する重要事項について審議、こども施策を推進 など

2 会議は、こども大綱の案の作成にあたり、こども及びこどもの養育者、学識経験者、地域でこども支援を行う民間団体、その他の関係者の意見を反映させるための措置を実施

第18条 組織等

会議は、会長(内閣総理大臣)と委員(こども政策等特命担当大臣、内閣総理大臣が指名する国務大臣)をもって組織

第19条 資料提出の要 求等

会議は、所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることが可能

2 会議は、所掌事務を遂行するため特に必要があるときは、前項以外の者に対し、必要な協力を依頼することが可能

第20条 政令への委任

前3条のほか、会議の組織、運営に関して必要な事項は政令で規定

附則 施行期日

この法は令和5年4月1日から施行





補足

こども基本法と

こども条例の対比

子ども基本法と子ども条例の対比①

国が子ども基本法を定めたから
市の「条例」は必要ないのでは？

令和4～5年度施行された自治体の条例から
大部分で共通する条項をピックアップして整理
(これから作る市の条例が必ずこうなる訳ではない)

	市【子ども条例】の例示	国【子ども基本法】との対比
	前文	×ない
第1章	総則 目的 定義 基本理念	×法≠条例の目的 ×法≠条例の用語定義 ○重なり大きい(第3条基本理念)
第2章	こどもの権利 こどもの権利保障 安全安心に生きる権利 豊かに育つ権利 守られる権利 主体的に参加する権利	◎該当あり(第3条基本理念) ◎該当あり(第3条基本理念) ◎該当あり(第3条基本理念) ◎該当あり(第3条基本理念) ◎該当あり(第3条基本理念)

こども基本法とこども条例の対比②

	こども条例の例示	こども基本法との対比
第3章	役割や責務 市の役割 市民の役割 保護者の役割 関係施設の役割 事業者の役割	△法では基本のみ(第5条自治体の責務) △法では基本のみ(第7条国民の努力) ×ない ×ない △法では基本のみ(第6条事業主の努力)
第4章	具体的施策 各主体に対する支援 居場所づくり 意見表明、参加促進 安全確保 貧困防止 虐待防止 いじめ防止 情報共有・発信	○地域に応じ施策推進(第5条自治体の責務) ×ない ×ない △法では基本のみ(第11条こどもの意見反映) ×ない ×ない ×ない ×ない △法では基本のみ(第14条有機的連携)

子ども基本法と子ども条例の対比③

	子ども条例の例示	子ども基本法との対比
第5章	権利の侵害からの救済 救済(推進)委員会の設置 救済(推進)委員会の職務	×ない ×ない
第6章	総合的な施策推進 取組の推進 推進組織の設置 推進・行動計画 普及啓発 独自の記念日や推進月間	×ない △法では基本のみ(第13条協議会設置) ○子ども計画(第10条市町村子ども計画) ×ない ×ない
第7章	雑則 委任	×ない
	附則 施行日など	×ない

結論

国がこども基本法
を定めたから
市のこども条例は
必要ないのでは？

要るよ!!



3

グループワーク

グループ分け

梅干

ツナマヨ

明太子

共通：今日のテーマ（こども基本法）について

感想、気付き
自分との関わり など

個別：各立場から目指す社会の実現に向けて

課題、あるべき姿
解決策、提案 など

地域（市民・団体
・事業者など）



こども



親、支援者



- ✓ 他のメンバーの意見をよく聴き、自分の想いと違ってても否定しない
- ✓ 絶対的な「正解」はないので、こんなことと思わず意見を出す
(逆に言いたくない時は、当てられても「パス」できる)
- ✓ できるだけ「～して＝要求型」でなく「～しよう！＝提案型」で、建設的に
- ✓ 多くの方が話せるよう、発言は簡潔に1回1分程を目安に

第1回 R5. 11. 9 ココカラ ハジマル タカヤマ ノ ミライ

第2回 R5. 12. 19 ドンドン ヒロガル タカヤマ ノ ナカマ

第3回 R6. 1. 24 モロビト アツマル タカヤマ ノ デアイ



高山市 子育て支援課

☎ 0577-35-3140



✉ kosodateshien@city.takayama.lg.jp